

南極をめぐる科学と国際 動向を考える研究会

(南極国際動向研究会)

第2回研究会2019年1月18日 (ROIS会議室)

柴田明穂・神戸大学極域協力研究センター(PCRC)



事務連絡

- 南極国際動向研究会HP:パスワード保護ページ設置

http://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-pcrc/ATS-resilience/membersonly/top_jp.html

ID/PW: 別途通知

- 極地研2019年度研究集会旅費助成申請案

42 ATCMの諸議題で議論、6月中旬、立川開催

次回以降予定

- 第3回研究会：2019年3月14日(金) 14:30～16:30
(於：情報・システム研究機構会議室)
メイン報告：橋田 元氏「IGYから60年を経た南極の基地と輸送－大規模リノベーション・新基地建設・新砕氷船建造・航空網拡充－」
- スピンオフ会合：2019年4月3-5日（於：アルゼンチン・ウスイア）SCAR-Standing Committee on Humanities and Social Sciences (SC-HASS)研究大会
本研究会の国際研究プロジェクト版：南極条約体制の強靱性/南極科学法政策連携でパネル設置、日本から自然科学者の参加者募集

第2回研究会のねらい

MPA/CCAMLRをめぐる国際動向

- 南極海洋生物資源保存条約/委員会(CCAMLR)と南極条約体制(ATS)の関係確認
 - CCAMLRの動向はATSの動向と表裏一体。
 - Nature誌 Editorial論文3頁: CCAMLRでのMPA設置が少数国の反対(ロシア・中国)で進まないことを、ATSの実効性の問題、コンセンサス方式の欠陥の一例として挙げる。
 - 南極条約体制(ATS)の定義に、CCAMLRが含まれている→南極環境保護議定書1条(e)
 - 南極条約は南緯60度以南の海洋にも適用、しかし「公海に関する国際法上の権利を害さず」→南極条約6条

MPA/CCAMLRをめぐる国際動向

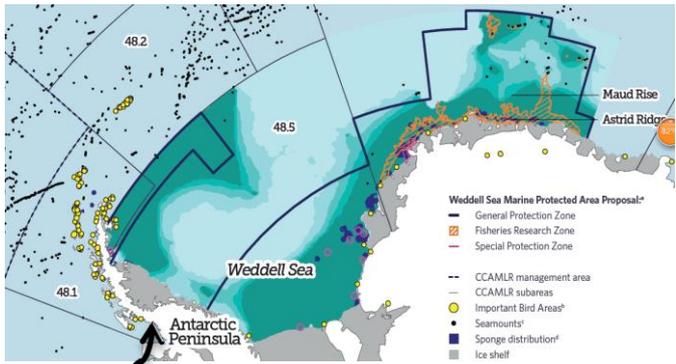
- 南極海洋生物資源保存条約：ATSとの関係
 - 第4条：「南極条約地域については」、南極条約の締約国であるかを問わず、南極条約4条と6条に拘束される。「この条約の適用される地域において」は、「沿岸国の管轄権」に関する立場を害さない。“Bi-focal approach”=2焦点解釈
 - 第1条1：適用地域：南極条約地域と南極収束線までの海域（南緯60度以北を含む）
 - 第2条：「保存には合理的利用を含む」
 - 第5条：「南極条約地域の環境の保全についての南極条約協議国の特別の義務及び責任を認める。」
 - 第7条：委員会の資格は、原署名国と資源の調査活動又は採捕活動に従事している間はその国。→実質的利害関係国のみが意思決定権限を有する。
 - 第9条1(g)：委員会による「保護及び科学的研究のための特別区域」の指定。
 - 第9条5：委員会は、ATCMの措置・勧告を十分に考慮する。
 - 第12条1：実質事項に関する委員会の決定は、コンセンサス。

C. 南極海「海洋保護区(MPA)」提案が進まない？

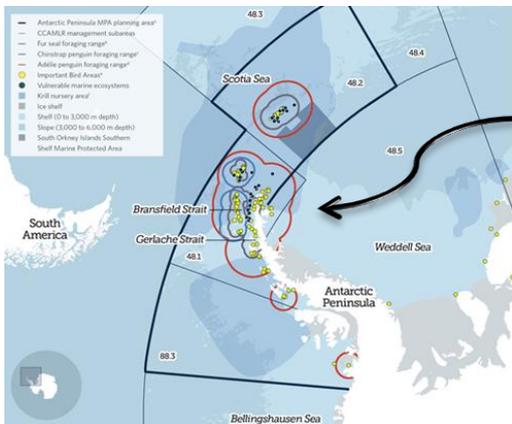
* Nature誌 Editorial論文3頁。

事実：他にもMPA提案沢山あり、CCAMLRはコンセンサスで運用。

研究課題：科学的不一致？地政学的背景？資源対立？



Weddell Sea MPA proposals (EU/Germany), 2016



West Antarctic Peninsula and Southern Scotia Arc MPA proposal (Argentina and Chile, 2017)

East Antarctica MPA proposals (Australia, France, EU, 2012)

